

「卑怯な手段に負けるわけにはいかない」

7・2奈良県民集会の報告

弁護士 佐藤真理

7月2日午後6時半から近鉄奈良駅前広場で「戦争する国づくり反対！ 安倍内閣打倒！ 7・2奈良県民集会」を開催しました。本集会とデモ行進は、翌3日のしんぶん赤旗一面で報じられたように、500人を超える参加で大成功しました。奈良は、東京に比べて何でも1パーセント。東京なら5万人規模の集会に匹敵します。

全国各地で、安倍内閣の暴走を許すな、憲法守れの大運動が広がりつつあります。秋の臨時国会以降の、閣議決定を具体化する十数本といわれる個別法・軍事立法の阻止運動が本当の正念場となります。決意表明に代えて、上記集会における主催者「憲法九条守れ！奈良県共同センター」代表としての私の挨拶を以下に紹介します。

1 昨日（7月1日）、安倍内閣は、集団的自衛権の行使を容認することを柱とする解釈変更の閣議決定を強行しました。これだけ多くの国民の反対の声を全く無視しての解釈改憲の強行であります。

国会では、沢山の法律を作ったり、改正したりしていますが、衆議院と参議院できちんと審議し、両院で可決して初めて法律の改正がなされます。ところが、法律より上位の憲法については、国会の審議すらしない、まして議決もしないで一内閣の閣議決定だけで、事実上の改憲を強行しようというのです。

立憲主義に反し、法の支配を否定する前代未聞の暴挙であります。三権分立に反し、国民主権に反します。憲法破壊のクーデターともいうべき違憲無効の閣議決定は断じて認めるわけにはいきません。満腔の怒りをもって抗議するものであります。

憲法9条の解釈変更は、憲法98条—憲法が最高法規であり、憲法の条項に反する法律その他は無効と定めた憲法98条に、違反するものであり、無効であります。効力はありません。そのことをまず確認したいと思います。

2 閣議決定では、憲法9条の下で認められる「自衛の措置」ということで、従来は個別的自衛権の行使は憲法9条に違反しない、つまり急迫不正の侵害、日本に対する外国からの武力攻撃があった場合にのみ、自衛権の発動が許されるとしていたわけですが、今回の閣議決定は、日本に対する武力攻撃がない場合であっても、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃」が起きる。これによって「我が国の存

立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」には、武力行使をしてもよろしいという中身であります。

「外国からの武力攻撃」というのは、明確な概念であります。しかしながら、「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」というのは、きわめて抽象的で、あいまいな概念であります。誰が決めるのかというと、政府が「すべての情報」を総合して判断するというのですから、歯止めでもなんでもなし。どんどん拡大していくことになるではありませんか。しかも、政府は、判断材料とした「すべての情報」は特定秘密に指定して国民に秘密にしてしまう。国会にも秘密にしてしまう。国民が、知らされないうちに、日本は集団的自衛権を行使していくことが可能となるわけであります。

そうなれば、あの戦前の、軍機保護法、国防保安法のもとで、国民が、「目、耳、口」をふさがれて、中国やアジアへの侵略戦争を、「自存自衛」の戦争、アジア解放の正義の戦争などと欺かれて、無謀な侵略戦争に駆り出され、310万人の日本国民、2000万人のアジア諸国民が犠牲になるという痛苦の歴史をまた繰り返すことになりかねません。そういう反省の上で、今の憲法は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」と謳いました。あの戦争は、天皇を中心とする時の政府がやったことだ。今度こそ、主権在民・「国民が主人公」の政治を打ち立てることによって、二度と戦争はしない、との不戦の決意の下に、日本は、戦後、平和国家、民主国家として再出発したのです。

そのことが今、根底から覆されようとしているわけであります。

- 3 集団的自衛権について、安倍さんは「限定的だ」と強調しています。公明党の山口さんは、個別的自衛権に匹敵するような集団的自衛権に限定するなどと言っていますが、集団的自衛権はおよそ「限定的」ではあり得ません。必要最小限の行使というが、一旦、武力行使に踏み切れば、相手からすれば先に攻撃を受けたことになる。当然、反撃してきます。そうなると際限のない泥沼の戦争に突入することになります。安倍首相は、こういう事態が起こりうる、こんな危険があるなどと、通常、起こりえないようなケースをいくつもあげて、集団的自衛権の行使が必要だと強調していますが、集団的自衛権を行使した「後」のことは決して語りません。集団的自衛権の行使に踏み切ると、相手国から反撃される。その的は、米軍基地、自衛隊基地だけではありません。

ん。5 4 基もある原発が狙われたら一体どうなるのか。想像すべきであります。国民全体がテロの対象とされる危険も考えなければなりません。

4 閣議決定は、従来の政府見解の基本的論理の枠内での論理的帰結であるなどと言っていますが、厚顔無恥の詭弁というほかありません。「立憲デモクラシーの会」という憲法学者や内閣法制局長官の経験者の方々が解釈改憲を許すなということですと活動していますが、その声明を見ますと、今回の政府の九条解釈の変更について、「正直な嘘つき」「慈悲深い圧政」のような語義矛盾であり、一言で言うと「憲法泥棒」と厳しく批判しています。

一昨日は数万人の人達が首相官邸前に詰めかけて、集団的自衛権の行使反対、戦争する国作りを許すなと声をあげましたが、安倍さんは無視して、閣議決定を強行しました。それで「がっかり」する人が出て来るのではないかと心配していましたが、私は、今日、これほど沢山の皆さんが集まってこられたのを見て、大変、意を強くしました。大和高田からはバスをチャーターして数十人が参加されています。

5 実は解釈改憲の閣議決定をやったからといって、そもそも憲法98条違反で無効でありますし、これだけではどうにもなりません。自衛隊を現実に動かしていくためには、根拠となる個別法の整備が必要です。

関連法案が十数本出てくる、今年の秋、そして来年の通常国会、これこそが本当の闘いの正念場です。安倍内閣の暴走、こんな歴史逆行の憲法破壊の企ては、なんとしても阻止しなければなりません。

実は、安倍さんは、自信たっぷりに見えますが、本当は自信がないんです。自信があるのならば、衆議院と参議院で三分の二以上の賛成で改憲案を議決し、堂々と国民投票に打って出ればよいのです。それが本来の筋道です。ところが、安倍さんは、国民投票で勝つ自信がないのです。そこで、こんな脱法行為、違憲行為、裏口入学のようなやり方をしているのです。こんな卑怯な男に負けるわけにはいきません。

しかし、このまま放置をすると、彼は今後も2年間、内閣総理大臣を続けることとなります。参議院選挙は再来年の7月です。衆議院の任期はまだ2年半近く残っています。おそらく2年後に衆参同時選挙をねらって来るでしょうが、2年間も待てません。

安倍内閣の即時退陣を求め、安倍内閣打倒の声を上げていこうではありませんか。

閣議決定は、本格的闘いのいわば「号砲」、狼煙（のろし）に過ぎません。

今日から、安倍内閣打倒のために、解釈改憲を許さず、憲法九条を守り活かすために、頑張りましょう。

(2014.7.12)